

技術者等及び現場代理人の適正配置について

令和7年10月1日以降適用

令和7年10月1日以降に発注する建設工事又は契約中の建設工事について、建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）及び現場代理人の配置の基準を次のとおりとします。

各建設業者におかれましては、当該基準を遵守の上、適正な施工を行っていただきますようお願いいたします。

1. 主任技術者

（1）主任技術者の配置について

金額にかかわらず、全ての工事（監理技術者を配置する工事を除く。）について、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。（建設業法第26条第1項）

また、公共性のある施設・工作物等に関する重要な建設工事（請負金額4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上））に配置する主任技術者は、（3）で兼務が認められる場合を除いて、工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。（建設業法第26条第3項、建設業法施行令第27条第1項）

（2）非専任の主任技術者の兼務について

請負金額が4,500万円未満（建築一式工事は9,000万円未満）の工事では、主任技術者を専任で配置する必要はないため、複数の工事の主任技術者を兼務することができます。

ただし、変更契約により、請負金額が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）となった場合は、変更契約日から専任配置が必要となります。

（3）専任の主任技術者の兼務について

専任が必要な主任技術者について、次に該当する場合は、特例として2件まで兼務することができます。

◇主任技術者の専任緩和の要件①（建設業法第26条第3項第1号）

- ・ ①～⑧の全ての要件を満たすこと。
- ① 請負金額が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること。
- ② 兼務する工事現場が2件以下であること。
- ③ 兼務する工事現場間の距離が1日で巡回可能であること。
- ④ 下請次数が3以下であること。

- ⑤ 主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関する実務経験が１年以上有する者に限る。）を各工事に配置すること。なお、連絡員が複数工事の連絡員を兼務することを認める。
- ⑥ 当該工事現場の施工体制を主任技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- ⑦ 建設業法施行規則第 17 条の 2 第 1 項第 5 号の事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場に備え置くこと。また、発注者に提出すること。
- ⑧ 主任技術者が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器が設置され、かつ、利用可能な環境が確保されていること。

◇主任技術者の専任緩和の要件②（建設業法施行令第 27 条第 2 項）

- ・ 次の要件を満たすこと。
国、県、特殊法人等、都道府県出資公社、市町が発注するさくら市内の工事であり、その施工条件書等に兼任可能である旨が明記されていること。

ただし、次に該当する工事は、主任技術者の兼務を認めません。

◇主任技術者の兼務を認めない工事

- ① 工事内容及び施工管理の難易度並びに工事現場の地理的状況等に鑑み、主任技術者の兼務を認めないと判断する工事（入札公告等で専任配置を明示）
- ② 低入札価格調査を経て契約する工事

（４）専任の主任技術者を兼務する場合の手続き

（３）の要件に該当し、専任の主任技術者を兼務する場合は、下記の手続きを行ってください。

◇専任の主任技術者兼務の手続き

- ① 兼任の可否について、既発注工事の監督員に事前確認を行うこと。
- ② 契約時に提出する「現場代理人等選任通知書」と併せて「主任（監理）技術者兼任届出書」を提出してください。
- ③ 兼任の主任技術者になったことを工事打合せ簿に「主任（監理）技術者兼任届出書」を添付して、既発注工事の監督員に報告してください。

2. 監理技術者

（１）監理技術者の配置について

下請金額が 5,000 万円以上（建築一式工事は 8,000 万円以上）の工事は、主任技

術者ではなく監理技術者を配置しなければなりません。（建設業法第 26 条第 2 項）

また、公共性のある施設・工作物等に関する重要な建設工事（請負金額 4,500 万円以上（建築一式工事は 9,000 万円以上））に配置する監理技術者は、（2）で兼務が認められる場合を除いて、工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。（建設業法第 26 条第 3 項、建設業法施行令第 27 条第 1 項）

なお、さくら市では、下請金額が 5,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）以上が見込まれる工事は、入札公告等で監理技術者の配置を求めています。

（2）専任の監理技術者の兼務について

専任が必要な監理技術者について、次のいずれかに該当する場合は、特例として **2 件まで** 兼務することができます。

◇監理技術者の専任緩和の要件①（建設業法第 26 条第 3 項第 1 号）

- ・ ①～⑧の全ての要件を満たすこと。
 - ① 請負金額が 1 億円未満（建築一式工事は 2 億円未満）であること。
 - ② 兼務する工事現場が 2 件以下であること。
 - ③ 兼務する工事現場間の距離が 1 日で巡回可能であること。
 - ④ 下請次数が 3 以下であること。
 - ⑤ 監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関する実務経験が 1 年以上有する者に限る。）を各工事に配置すること。なお、連絡員が複数工事の連絡員を兼務することを認める。
 - ※ 連絡員は、元請の職員（他の現場の現場代理人、専任を要する主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、営業所技術者等及び代表取締役を除く。）から指定すること。
 - ⑥ 当該工事現場の施工体制を監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - ⑦ 建設業法施行規則第 17 条の 2 第 1 項第 5 号の事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場に備え置くこと。また、発注者に提出すること。
 - ⑧ 監理技術者が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器が設置され、かつ、利用可能な環境が確保されていること。

◇監理技術者の専任緩和の要件②（建設業法第 26 条第 3 項第 2 号）

- ・ 監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置すること。
 - ※監理技術者補佐の資格要件（令和 2 年国土交通省告示第 1057 号）

- ・ 次の①、②のいずれかに該当する者

① 請け負った建設工事の種類の実主任技術者の資格を有し、一級の一次検定に合格している者

建設工事の種類	一級の一次検定の検定種目
土木一式工事、舗装工事	建設機械施工管理又は土木施工管理
建築一式工事、大工工事、左官工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、建具工事	建築施工管理
とび・土工・コンクリート工事	建設機械施工管理、土木施工管理又は建築施工管理
石工事、鋼構造物工事、塗装工事、解体工事	土木施工管理又は建築施工管理
電気工事	電気工事施工管理
管工事	管工事施工管理
しゅんせつ工事、水道施設工事	土木施工管理
電気通信工事	電気通信工事施工管理
造園工事	造園施工管理

② 請け負った建設工事の種類の実監理技術者の資格を有する者

ただし、次に該当する工事は、監理技術者の兼務を認めません。

◇監理技術者の兼務を認めない工事

- ① 工事内容及び施工管理の難易度並びに工事現場の地理的状況等に鑑み、監理技術者の兼務を認めないと判断する工事（入札公告等で専任配置を明示）
- ② 低入札価格調査を経て契約する工事
- ③ 専任緩和の要件①の工事と専任緩和の要件②との工事の兼務はできません。

（３）専任の監理技術者を兼務する場合の手続き

（２）の要件に該当し、専任の監理技術者を兼務する場合は、下記の手続きを行ってください。

◇専任の監理技術者兼務の手続き

- ① 契約時に提出する「現場代理人等選任通知書」と併せて「監理技術者兼任届出書」を提出してください。

- ② 既発注工事の監督員に、兼任の監理技術者になったことを工事打合せ簿に「監理技術者兼任届出書」を添付して報告してください。

3. 専門技術者

(1) 専門技術者の配置について

土木一式工事又は建築一式工事に含まれる他の専門工事を自ら施工するときは、当該専門工事の施工に必要な資格を有する者を専門技術者として、配置しなければなりません。(建設業法第26条の2)

他の専門工事が、建設業法第3条第1項ただし書に規定される軽微な建設工事(請負金額500万円未満(建築一式工事は1,500万円未満)の工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150㎡未満の木造住宅を建設する工事)に該当する場合は除きます。

なお、専門技術者は、主任技術者又は監理技術者と兼任することができます。

4. 現場代理人

(1) 現場代理人の配置について

現場代理人は、契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金額の変更、契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であり、工事現場に常駐しなければなりません。(契約約款第11条第2項)

(2) 現場代理人の兼務について

現場代理人について、次に該当する場合は、工事現場への常駐義務を緩和し、**2件まで**兼務することができます。

◇現場代理人の常駐義務の緩和要件

- ・ ①～④の全ての要件を満たすこと。
 - ① 兼務する工事の当初請負金額(税込)がいずれも4,500万円未満の工事であること。
 - ② 国、県、特殊法人等、都道府県出資公社、市町が発注するさくら市内の工事であり、その施工条件書等に兼任可能である旨が明記されていること。
 - ③ 現場代理人が不在となる間、工事現場の取締り、工事の施工に関する事項を処理できる連絡員を指定し、連絡員が常駐すること。
- ※ 連絡員は、元請の職員(他の現場の現場代理人、専任を要する主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、営業所技術者等及び代表取締役を除く。)から

指定すること。なお、連絡員の兼務は認めない。

- ④ 一方の現場に偏ることなく、適切に現場を管理すること。また、兼務する工事のいずれかの工事現場に常駐すること。

また、工事期間中の次の期間については、現場代理人の常駐を要しないこととします。

◇現場代理人の常駐義務を緩和する期間

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材等の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③ 工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事現場で作業が行われていない期間
- ⑤ 工事検査が終了し、事務手続きや後片付け等のみが残っている期間

(3) 現場代理人を兼務する場合の手続き

(2) の緩和要件に該当し、現場代理人を兼務する場合は、下記の手続きを行ってください。

◇現場代理人兼務の手続き

- ① 兼任の可否について、既発注工事の監督員に事前確認を行うこと。
- ② 契約時に提出する「現場代理人等選任通知書」と併せて「現場代理人兼任届出書」を提出してください。
- ③ 兼任の現場代理人になったことを工事打合せ簿に「現場代理人兼任届出書」を添付して、既発注工事の監督員に報告してください。

5. 技術者等及び現場代理人の確認書類

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

技術者等（主任技術者、監理技術者）及び現場代理人について、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を証するため、次のいずれかの書類の写しを配置技術者の届出と併せて提出し、監督員の確認を受けてください。

なお、技術者等及び現場代理人は、入札の申込みのあった日以前に3か月以上の恒常的雇用関係が必要です。

◇直接的かつ恒常的な雇用関係書類

- ① 監理技術者資格者証の写し
- ② 住民税特別徴収税額通知書の写し

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">③ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し④ 雇用証明書の写し⑤ 健康保険被保険者証の写し（有効期間内のものに限る。令和7年12月1日まで可）⑥ 源泉徴収簿の写し（社会保険の適用除外の場合又は後期高齢者医療制度被保険者の場合） |
|--|

◇入札の申込みのあった日

条件付一般競争入札 = 入札締切日 指名競争入札 = 入札の執行日 随意契約 = 見積書の提出日
--

（２）配置技術者の資格を証するもの

◇配置技術者の資格書類

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 監理技術者<ul style="list-style-type: none">・ 監理技術者資格者証（両面）の写し※ 平成28年6月1日より監理技術者講習修了証が統合されています。② 主任技術者<ul style="list-style-type: none">・ 資格証明書等の写し（国家資格を有する場合）・ 経歴書（実務経験の場合） |
|---|

6. 営業所技術者等

（１）営業所技術者等について

営業所ごとに、許可を受けようとする工種ごとに専任の技術者を置かなければなりません。（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）は、建設工事の請負契約の適正な締結や履行の確保をするため置かれるもので、当該営業所に常勤することが原則です。

そのため、工事現場への常駐が必要である現場代理人になることはできません。

（２）非専任の主任技術者として配置できる場合

次に該当する場合は、営業所技術者等を非専任の主任技術者として、配置することができます。

◇営業所技術者等を非専任の主任技術者として配置できる要件

- ・ 工事の技術者としての職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。（営業所がさくら市内にあること。）

（３）専任の技術者等として配置できる場合

次に該当する場合は、営業所技術者等を専任が必要な主任技術者又は監理技術者として配置することができます。ただし、１件の工事にのみ配置が可能です。

◇営業所技術者等を技術者等として配置できる要件（建設業法第 26 条の 5 第 1 項）

- ・ ①～⑦の全ての要件を満たすこと。
 - ① 請負金額が 1 億円未満（建築一式工事は 2 億円未満）であること。
 - ② 営業所と工事現場間の距離が 1 日で巡回可能であること。
 - ③ 下請次数が 3 以下であること。
 - ④ 営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関する実務経験が 1 年以上有する者に限る。）を配置すること。
 - ⑤ 当該工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - ⑥ 建設業法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 5 号の事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場に備え置くこと。また、発注者に提出すること。
 - ⑦ 営業所技術者等が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器が設置され、かつ、利用可能な環境が確保されていること。

（４）専任の技術者等として配置する場合の手続き

（３）の要件に該当し、営業所技術者等を専任の技術者等として配置する場合は、下記の手続きを行ってください。

◇営業所技術者等の専任の技術者等配置の手続き

- ① 契約時に提出する「現場代理人等選任通知書」と併せて「営業所技術者等配置届出書」を提出してください。

7. 経營業務の管理責任者等

（１）経營業務の管理責任者等について

建設業の許可を取得する要件として、常勤役員等のうち一人が、経營業務の管理責任者としての経験を有する者等（経營業務の管理責任者等）である必要があります。（建設業法第 7 条第 1 号）

また、経營業務の管理責任者等は、当該営業所に常勤することが原則ですので、

工事現場への常駐が必要である現場代理人になることはできません。

(2) 経營業務の管理責任者等の技術者等としての配置について

さくら市では、営業所技術者等と同様の取扱いとします。

詳細については、「6.(2) 非専任の主任技術者として配置できる場合」、「6.

(3) 専任の技術者等として配置できる場合」、「6.(4) 専任の技術者等として配置する場合の手続き」を参照してください。

8. その他

(1) 技術者等及び現場代理人の兼務の解除について

兼務を認めた工事について、施工管理の不徹底に起因する事故や住民対応等のトラブルの発生など、現場体制が不備と認められる場合は、兼務を解除し、技術者等及び現場代理人の配置を求めることがあります。

(2) 技術者等及び現場代理人の適正配置について

虚偽の申請があった場合や建設業法に違反した場合は、工事成績評価に反映させるとともに、契約解除や指名停止等の措置を行います。

各種法令等を遵守し、適正な技術者の配置に努めてください。

9. 技術者等及び現場代理人の配置・兼務一覧表等

(1) 技術者等及び現場代理人の配置・兼務一覧表

○：配置・兼務可 △：条件付きで兼務可 ×：配置・兼務不可

		同一工事		別途工事			
				専任を要しない工事 (注 1)		専任を要する工事 (注 2)	
		現場代理人	主任・監理 技術者	現場代理人	主任・監理 技術者	現場代理人	主任・監理 技術者
専任を 要しない 工事 (注 1)	現場代理人		○	△ (注 3)	△ (注 4)	×	×
	主任・監理 技術者	○		△ (注 4)	○	×	△ (注 5)
専任を 要する 工事 (注 2)	現場代理人		○	×	×	×	×
	主任・監理 技術者	○		×	△ (注 5)	×	△ (注 5)

注 1 専任を要しない工事とは、請負金額が 4,500 万円未満（建築一式工事は 9,000 万円未満）の工事

注 2 専任を要する工事とは、請負金額が 4,500 万円以上（建築一式工事は 9,000 万円以上）の工事

注 3 さくら市が発注した工事で、請負金額が 4,500 万円未満の工事は、2 件まで兼務可能

注 4 現場代理人を兼務している場合に、主任技術者の兼務が可能

注 5 主任技術者については、「1.（3）専任の主任技術者の兼務について」の要件を満たした場合に、2 件まで兼務可能

監理技術者については、「2.（2）専任の監理技術者の兼務について」の要件を満たした場合に、2 件まで兼務可能

(2) 営業所技術者等、経營業務の管理責任者等の配置・兼務一覧表

△：条件付きで兼務可 ×：配置・兼務不可

				専任を要しない工事 (注 1)		専任を要する工事 (注 2)	
				現場代理人	主任・監理 技術者	現場代理人	主任・監理 技術者
営業所技術者等・ 経營業務の管理責任者等の配置				×	△ (注 3)	×	△ (注 4)
別 途 工 事	専任を 要しない工事 (注 1)	主任・監理 技術者		×	△ (注 3)	×	×
	専任を 要する工事 (注 2)	主任・監理 技術者		×	×	×	×

注 1 専任を要しない工事とは、請負金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）未満の工事

注 2 専任を要する工事とは、請負金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）以上の工事

注 3 「6.（2）非専任の主任技術者として配置できる場合」の要件を満たした場合に、配置・兼務が可能

注 4 「6.（3）専任の技術者等として配置できる場合」の要件を満たした場合に、1 件のみ配置可能

(3) 現場代理人・主任技術者の兼務パターン (4,500 万円未満の工事)

ア 兼務ができるパターン

① 「現場代理人のみ」を兼務

	A 工事	B 工事
現場代理人	X さん	X さん
主任技術者	Y さん	Z さん

② 「主任技術者のみ」を兼務

	A 工事	B 工事
現場代理人	Y さん	Z さん
主任技術者	X さん	X さん

③ 「現場代理人と主任技術者の兼任」と「現場代理人のみ」を兼務

	A 工事	B 工事
現場代理人	X さん	X さん
主任技術者	X さん	Y さん

④ 「現場代理人と主任技術者の兼任」を両工事で兼務

	A 工事	B 工事
現場代理人	X さん	X さん
主任技術者	X さん	X さん

イ 兼務ができないパターン

現場代理人は、工事現場への常駐義務がありますので、現場代理人になっていない工事現場の主任技術者と現場代理人の兼務はできません。

① 「現場代理人のみ」と「主任技術者のみ」を兼務

	A 工事	B 工事
現場代理人	X さん	Y さん
主任技術者	Z さん	X さん

② 「現場代理人と主任技術者の兼任」と「主任技術者」のみを兼務

	A 工事	B 工事
現場代理人	X さん	Y さん
主任技術者	X さん	X さん

③ 管理する現場が3か所以上になる兼務

	A 工事	B 工事	C 工事
現場代理人	X さん	X さん	Y さん
主任技術者	Z さん	X さん	X さん